

訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業
「喜多見ホームヘルパーセンター」運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南山会が運営する「喜多見ホームヘルパーセンター」以下「事業所」という）が行う訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者（以下「訪問介護従事者」という）が、要介護状態又は、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(提供するサービスの種類)

第2条 事業所の訪問介護員等が提供する訪問介護は、以下のものとする。
介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者および同条第4項に規定する要支援者に対する同条第6項の訪問介護。

(指定訪問介護等運営の方針)

- 第3条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業者は、事業の実施に当たっては、利用者の担当介護支援専門員、関係区市町村ならびに地域の保健、医療および福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業者は、前項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省第37号）第2章の規定を遵守する。

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の方針)

第4条 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性

を最大限に引き出す支援を行うこととする。

- 2 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行なうことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 喜多見ホームヘルパーセンター
- (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見7丁目20番26号

（職員の職種、員数および職務内容）

第6条 事業所に勤務する職種及び職務の内容は次のとおりとする。員数は厚生労働省の定める人数を配置する。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
利用者の数が40人又はその端数増すごとに1人以上の者を配置
サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことにかんがみ、その業務を画一的にとらえるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の取得及び向上に努める。
 - ① 訪問介護計画（総合事業訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整を行う。また、この計画書は利用者又はその家族に対して事前に文書を説明した上で、同意する旨の文書に署名、押印を受けることとする。

- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関することを行う。
 - ③ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
 - ④ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。
- (3) 訪問介護員等
- 訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第7条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
 - (2) 営業時間 午前9時00分～午後5時00分まで
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者の希望による営業日時以外の利用についても、出来る限り希望に添えるよう努めるものとする。

(利用料等)

第8条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 身体介護
 - ② 生活援助
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合の額とする。
- ① 訪問型独自介護費（Ⅰ）・・・1週に1回程度
 - ② 訪問型独自介護費（Ⅱ）・・・1週に2階程度
 - ③ 訪問型独自介護費（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書を説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けることとする。

(サービス提供の記録)

第9条 訪問介護を提供した際には、当該訪問介護の提供日およびその内容の他必要な事項を、提供した具体的なサービスの内容等を活動記録表に記録するとともに利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第10条 事業所は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第11条 事業所は、同居家族等に対し、サービスを提供することはできない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 訪問介護員等は、訪問介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報の取扱いの義務)

第13条 従事者は「個人情報の保護に関する法律」に基づき業務上知り得た利用者及び家族の個人情報を適正に取扱う義務を負う。また、従事者であった者が従事者でなくなった後も、この義務は適用される。

(苦情処理)

第14条 事業所は、提供した訪問介護にかかる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、区市町村から求めがあった場合には、区市町村からの指導または助言に従って行った改善の内容を区市町村に報告しなければならない。
- 4 事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 事業所は、国民健康保険団体連合会から前項の求めがあった場合には、当該連合会からの指導または助言に従って行った改善の内容を当該連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置を記録しなければならない。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第16条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画書、総合事業訪問介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況および事故に際して採った処置の記録

(事業の実施地域)

第17条 事業の実施地域は、世田谷区、狛江市の区域とする。

(衛生管理及び感染症対策)

第18条 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 訪問介護員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるものとする。
- 3 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、必要な利用者に対して訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第21条 事業者は、適切な訪問介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条

- 1 厚生大臣が定める基準（もしくは事業内容）は事業所の見やすい場所に掲 示をする。
- 2 訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修
 - ② 継続研修 年 3回
- 3 訪問介護員等は、健康診断を年1回実施することとする。
- 4 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 6 この規定の施行上必要な細目については、管理者が別に定める。
- 7 この規定の改正、廃止等するときは、社会福祉法人南山会理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規定は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

改正後の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。